

## 熊本県PTA共済について

令和6年度

一般財団法人  
熊本県PTA教育振興財団



### 熊本県PTA共済とは

- ▶ 熊本県PTA教育振興財団の事業である共済制度です。
- ▶ 熊本県下の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、  
高等専門学校、特別支援学校における  
PTA活動、学校管理下等の教育活動の中で発生した  
事故の被災者を対象とします。
- ▶ それぞれの学校のPTAが共済契約者となり、PTAで  
加入者（学校の児童生徒等、PTA会員、部活動の指導  
者など）を募り、加入や共済金請求などの手続きをします。  
\* 熊本県PTA教育振興財団では、学校へのADEや非接触型  
体温計の配置や、子ども見守り事業の支援等も行っています。

### 共済制度の内容は

- ▶ P災コース  
児童生徒等（保護者が非PTA会員でも加入できます）  
部活動等の指導者（教職員会員指導者、外部指導者等）
- ▶ 安互コース  
PTA会員（保護者、教職員等）、PTA活動指導者・支援者
- ▶ 共済期間：1年間（4月1日～3月31日）  
共済掛金：年額一括払い（原則）  
給付の対象：PTA活動、学校管理下の教育活動の一部、  
PTA会長承認行事、活動への往復中など

### PTA共済に加入できるのは・・・

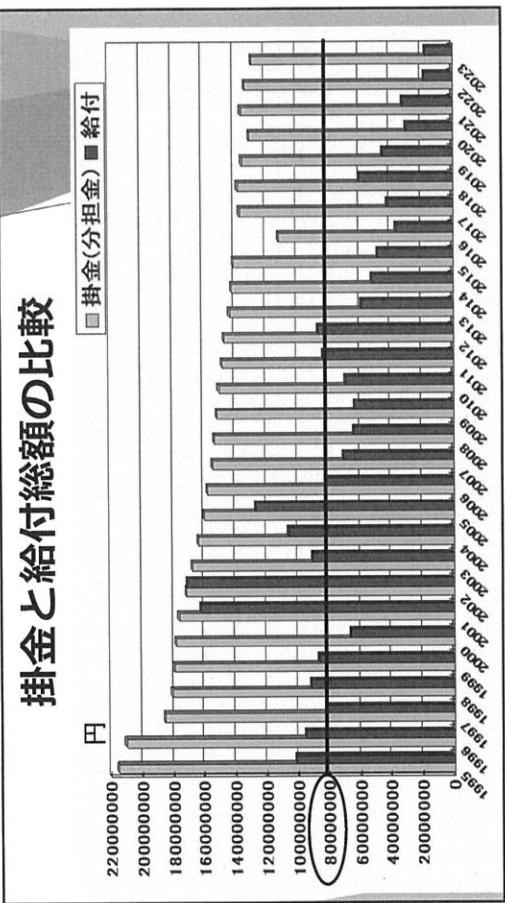
#### PTA会員 (保護者、教職員) PTA準会員等

#### 安互コース

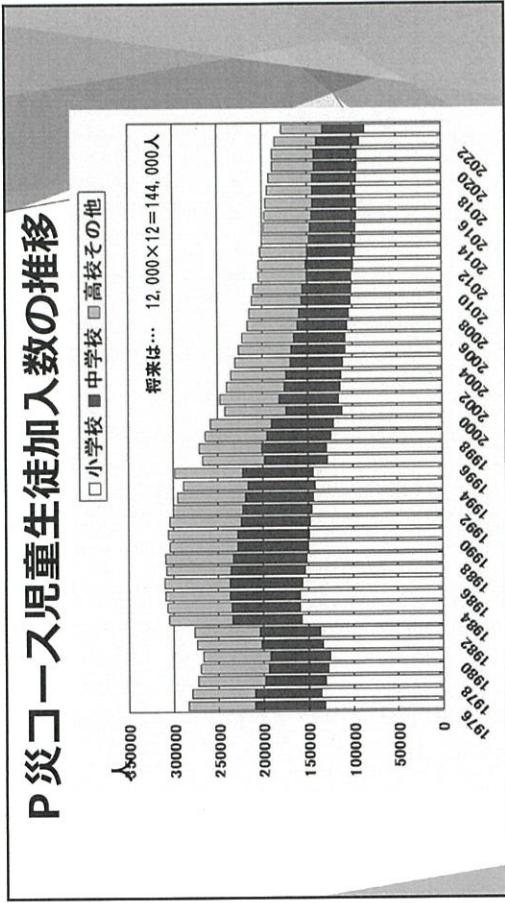
- ▶ 児童・生徒等  
部活動の指導者  
(学校管理下)  
PTA教職員指導者  
外部指導者（校長委嘱）  
PTAプール指導者  
(校長委嘱)

- ▶ PTA活動指導者  
PTA活動支援者  
(保護者の代理)

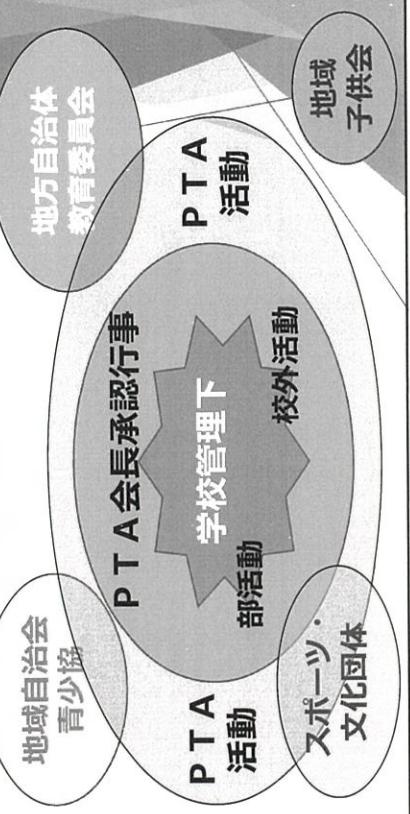
	加入者	共済掛金 (年額)	死亡共済金 障害共済金	負傷共済金
P災コース	小・中学校・義務教育学校の児童生徒	500円	最高 3000万円	最高 100万円
	高校・高専等の生徒・学生	800円	最高 3000万円	最高 100万円
	部活動等の指導者 (PTA教職員会員指導者) (校長委嘱の外部指導者) (PTAブーリ指導者)	500円	最高 3000万円	最高 100万円
安互コース	PTA保護者会員(1家庭)	150円	最高 500万円	最高 30万円
	PTA教職員会員・準会員・事務 (1名)	150円	最高 500万円	最高 30万円
	PTA活動の指導者・支援者 (1名)	150円	最高 500万円	最高 30万円



加入者はどのくらい? (令和5年度)				
P災コース		安互コース		
種別	加入数	加入率	種別	加入数
小学校	85,362	92.3%	小学校	61,498
中学校	47,116	97.3%	中学校	39,030
高等学校	43,182	99.9%	高等学校	38,356
特別支援学校	2,253	98.1%	特別支援学校	1,996
部活動等の指導者等	9,429	—	教職員・指導者等(人)	9,612
計	187,342		計	150,492



## PTA共済の対象となる活動の範囲



## PTA活動となるのは・・・

- ◆ いざれも PTA会長が責任者となります。
  - \* PTA会長は、すべての責任者となつて対応します。  
(年間計画、会長名の案内・企画・実施要項等の文書)
- ◆ 主催：PTAが企画運営するもので、指導者や支援者以外は、PTA会員とその学校の児童生徒等、PTAで認めた者のみが参加者となります。
- ◆ 共催：他団体と共同で企画運営するもので、活動の企画・準備・運営・安全配慮のすべてに、PTA内の担当者が必ず参加し、費用負担もするもので、参加者は、PTA会員や児童生徒等に限りません。
  - \* PTA会長名で、PTA内への案内を必ず出してください。
- \* 主催・共催にかかわらず、本共済への加入者のみが給付の対象となります。

## PTA会長承認行事とは・・・

- ▶ PTAの所属する学校における教育活動で、学校管理下あるいはPTA活動に含まれないものであつても、予め「PTA会長承認行事」として認められている場合は、PTA活動に準じて、PTA共済の給付対象となります。
- ▶ 部活動における活動や校外学習などで、休日に行われるものの、学校管理下どならぬものの等が、対象となります。
- ▶ 必ず、予め PTA会長に申請し、会長から「教育活動として適切である」とこの承認を受けます。(文書による承認の記録)
  - \* 部活動の練習試合、合宿、県外での練習、歓迎会・送別会等
  - \* 学級や学年などでの校外活動、学校やPTAを代表する活動等

令和6年6月1日

○○小学校PTA会員の皆様  
○○小学校PTA会長 共済 入郎

地域清掃について (ご案内)

下記の要領で校区の皆さんとともに地域清掃を実施いたしますので、PTA会員の皆さん、児童の皆さんのご参加をお願いいたします。

- 記
- 1) 主催：○○校区自治会、校区青少年協議会、○○小学校PTA
  - 2) 日時：令和6年7月15日(月・海の日)午前8時～午前10時
  - 3) 場所：○○小学校運動場に集合(午前7時45分までに)  
○○校区内の4つの公園に分散(当日地区ごとに指示)  
○○小学校運動場に再集合(午前10時までに)
  - 4) 特参するもの：運動ができる服装、運動靴、帽子、飲み物、軍手、ごみ袋
  - 5) 雨天時の開催についての連絡は、当日午前6時30分にメール配信します。

## 給付の対象となるのは？ 1

### 児童・生徒等

PTA活動に参加中の事故・急性の疾病

(死亡、後遺障害、負傷、突然死、交通事故)  
学校管理下での事故・急性の疾患のうち障害が残るもの・死亡に至つたもの、交通事故、歯科保険外治療が必要なもの

PTA会長承認行事に参加中の事故・急性の疾患

(死亡、後遺障害、負傷、突然死、交通事故)

\* 学校管理下に含まれない部活動や学級での活動：PTA会長承認行事  
\* いすゞでも活動に参加するための往復中、登下校中を含む

## 児童生徒等の被災について

スポーツ振興センター 熊本県PTA共済

### PTA活動

- 学校管理下の教育活動
- PTA学級活動
- PTA学年活動
- などの負傷
- (授業中、休み時間)  
(授業開始前、放課後)  
(登校中、下校中)
- \* 歯科負傷（保険外治療）  
\* 交通事故含む往復中  
\* PTA会長承認行事

### 学校生活

- 学校管理下の負傷
- (部活動練習)  
(対外試合)
- などの負傷
- (授業中、休み時間)  
(授業開始前、放課後)  
(登校中、下校中)
- \* 歯科負傷（保険外治療）  
\* 交通事故含む往復中  
\* 交通事故は対象外

**死 亡 傷 害**

## 学校管理下の事故等もPTA共済へ

□ 死亡（児童生徒等の事故死、突然死）、障害

PTA共済からも、重ねて規定の共済金が給付されます。

□ 交通事故：活動中・往復中・登下校中

PTA共済から、規定の交通事故共済金

（死亡、後遺障害、負傷）が給付されます。

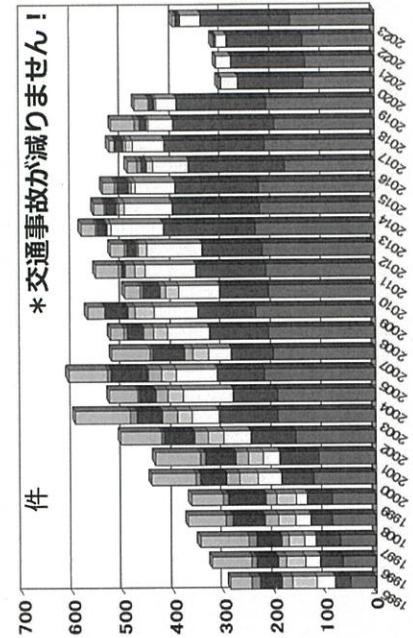
□ 歯科負傷（児童生徒等）

保険外治療が必要な場合、PTA共済から歯科特別共済金が給付されます。（障害どならない場合に限度内の額の給付）

□ 部活動の応援、支援（学校管理下の試合参加）

同じ学校の児童生徒等、指導者、保護者等は対象となります。

## 事故の発生した活動（PTAコース報告数）



## 学校管理下の事故等の報告に関して

□ 本年度より、学校管理下、学校行事中の被災や急性の疾病については、「学校管理下の事故証明書」によって事故報告ができるようになりました。

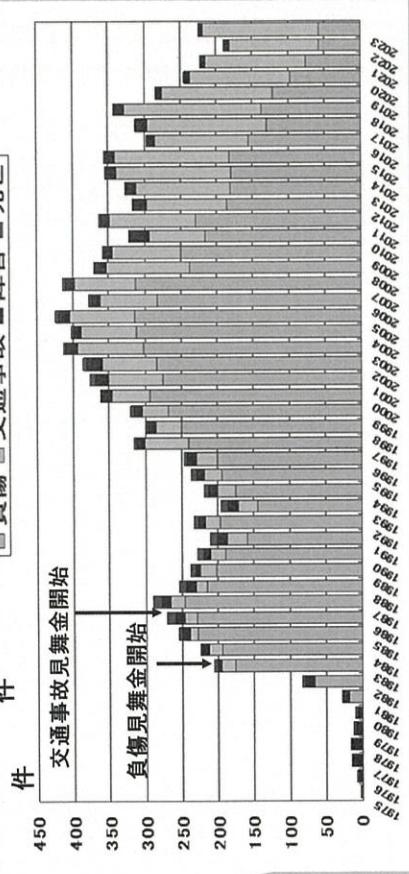
□ 校長による「学校管理下の事故証明書」があれば、時間割、課外・学校行事等計画書、学校が認める通学手段、部活動計画書等の書類の提出が不要となります。

□ 児童生徒等の学校管理下の被災、PTA保護者会員の学校行事に参加中の被災については、往復中を含めて「学校管理下の事故証明書」をお使いください。

□ 部活動の応援、支援（学校管理下の試合参加）についても同様です。

## PT災コース・給付件数

■ 負傷 ■ 交通事故 ■ 障害 ■ 死亡



## 給付の対象となるのは？ 2

### 保護者 (PTA会員)

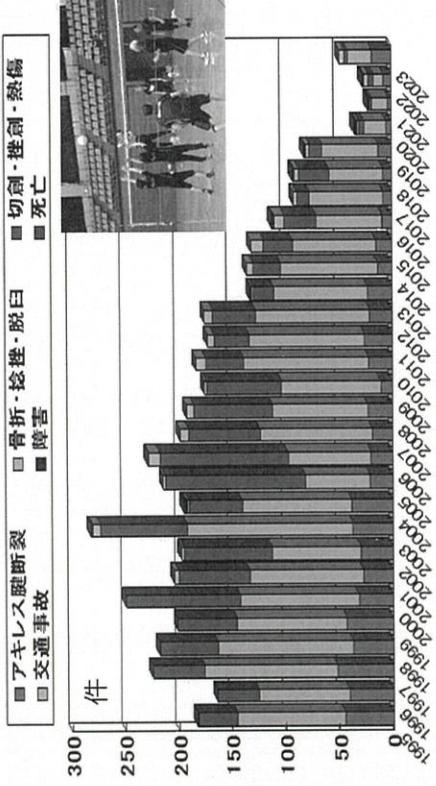
PTA活動に参加中の事故・急性の疾病  
(死亡、後遺障害、負傷、突然死、交通事故)  
学校行事に参加中の事故・急性の疾病  
(死亡、後遺障害、負傷、突然死、交通事故)

PTA会長承認行事に参加中の事故・急性の疾病  
(死亡、後遺障害、負傷、突然死、交通事故)  
\* いざれども活動に参加するための往復中を含む

## PTA保護者会員の給付範囲（例）

- ◆ PTA活動への参加・往復中
  - 学級活動、全体活動、役員活動、委員活動、学年会、学級会、学年会、打ち合わせ会、総会、役員会、委員会、学年会、学級会、学年会、打撃会など
  - PTA代表としての活動（学校、地域など）  
市町村PTA団体の活動、県・九州・日本PTA団体の活動（関連する準備、練習なども事前計画されたものは含む）
- ◆ 学校行事への出席・往復中
  - 入学式、卒業式、授業参観、学級懇談、講演会、運動会、進路相談会、部活動支援（校長・PTA会長承認のもの）
- ◆ PTA会長承認行事への参加・往復中
  - PTA主催でない行事・試合への、部や学級など団体での参加、部活動等の支援（学校管理下・PTA会長承認）

## 安互コース・給付の内容（件数）



## 給付の対象となるのは？ 3

### PTA教職員会員

PTA活動に参加中の事故・急性の疾病

(死亡、後遺障害、負傷、突然死、交通事故)  
学校管理下の部活動指導における事故・急性の疾病のうち  
公務災害にあたらないものの（死亡、後遺障害、負傷、突然死）

PTA会長承認行方に参加中の事故・急性の疾病

（死亡、後遺障害、負傷、突然死、交通事故）

\* 学校管理下に含まれない部活動や学級での活動：PTA会長承認行方  
\* いざれども活動に参加するための往復中を含む

## 給付の対象となるのは？ 4

### PTA活動の指導者・支援者

◆ 安互コースに加入ができます。（掛金：150円）

\* PTA研修会・講演会などの指導者・活動の支援者  
PTA活動のうち該当する活動に限り、給共済金付の対象となります。  
例：防犯パトロールに参加の地域の方々、研修会の講師など

\* PTA準会員、PTA雇用の事務職

共済期間中のPTA活動等への参加が共済金給付の対象となります。  
\* PTA活動の支援や指導が公務災害、労働災害の対象となる  
場合は給付の対象となります。（加入不要）

◆ 加入には、予め加入者の名簿の提出が必要です。

## 教職員（PTA会員）の加入について

◆ 学校管理下の部活動がある場合：PTA災害コースへの加入ができます。

\* PTA会員であることになります。

\* 臨時採用、非常勤の教職員も、PTA会員であれば加入できます。

\* 学生教育実習生の部活動・PTA活動への参加については、  
外部指導者として校長の承認、PTA活動支援者としてPTA  
会長の承認があれば、それぞれのコースへの加入は可能です。  
(学生保険の対象となる場合があるので確認のこと)

◆ 学校管理下の部活動がない場合：安互コースへの加入ができます。

\* PTA会員であることになります。

\* 部活動の指導等が公務災害となる場合は給付対象ではありません。  
\* 部活動の指導等が公務災害となる場合は給付対象ではありません。

## 活動中の急性の疾病とは？

活動への参加・活動中の事故が原因となるつて

活動中に初めて発生した急性の疾病

\*活動中に症状が発生したものであること

\*遅くとも活動の翌日までに医療機関を受診し、

診察・検査・治療・処置などを受けたものであるこ

<例> 衝撃による脳震盪、ピストルの音などによる耳の疾患、  
水泳による急性中耳炎、ガス中毒、熱中症（日射病）、  
誤嚥、誤飲、虫などの迷入による咬傷や虫刺症、靴擦れ、マメ、凍瘡、熱傷、  
昆蟲や動物による咬傷や虫刺症、靴焼け（日焼け、雪焼け）、マメ、急激な衝撃（転倒、  
(やけど)）、日光皮膚炎（日焼け、雪焼け）、精神的な衝撃による脳貧血・  
打撲、殴打など）による疾病、精神的な衝撃による脳貧血・  
自律神経失調などの疾病、PTSD、突然死（運動中、その他）

## 共済金給付の対象とならないものの

- ◆ 加入していない場合（保護者代理を除く）
- ◆ 自殺、犯罪行為、闘争行為、無免許運転
- ◆ 被災者の故意の行為・重大な過失
- ◆ 地震、火山の噴火、これらによる津波
- （災害時の学校・PTA等の救援活動は除く）
- ◆ 通常の経路・方法を使わないと復中の事故
- ◆ 公共交通機関に搭乗中の事故、国外での事故
- ◆ 飲酒・薬物乱用によつて発生した異常
- ◆ 核燃料物質・放射線によつて発生した事故
- ◆ 医学的他覚所見のない「むちうち」「腰痛」
- ◆ 共済金を受け取る者の故意・重大な過失
- ◆ 報告のないもの、時効の以後に請求されたもの



## ご注意ください・・・

□ 往復中とは：活動や行事の目的地に向かって自宅の建物を出た後、通常の往復に使用する道程で向かい

～～～活動が終了し、自宅の建物に入る前までの期間

\* 往復に公共交通機関（運送業者の営業による）に搭乗している間の事故、保護者の自己判断での自家用車送迎は、適用外です。

\* 共済加入者が運転するレンタカーの使用は、適用となります。

## ◆アルコールの入る会合や懇親会は・・・

当日の研修会や会議等に引き続き開催される場合のみ  
PTA活動とみなされ、終了後直接自宅または次の会場に到着

するまでの間は適用となります。

飲酒による事故や急性の疾病は、共済の適用となりません。

## 負傷共済金給付は・・・

□ 1事故につき、1回限りです。

\* 治療終了後（かつ請求期間の期限内に、早めに）

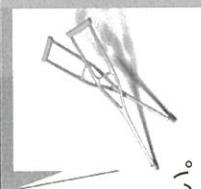
共済金給付請求手続きをしてください。

注意：治療がすべて終了し、治療した（治癒）治療を中止したが、問題のない状態である（中止）  
＊後遺障害に相当しないことを確認してください。

□ 共済金給付請求には、医師又は歯科医師の診断書兼診療状況報告書が必要です。（保険点数が共済金の算定基準となります）  
（＊事故が直接の原因となった傷病についてのみ記載すること）

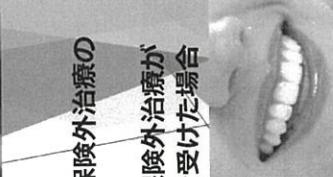
□ 負傷共済金に加算されるもの（保険適用分のみ）

院外処方薬剤、器具自己負担分、文書料等（領収書原本が必要）



## 共済金給付の注意点

- 負傷共済金給付額は「医療保険内治療」についてのみ算定されます。
- アキレス腱断裂事故に対する共済金は一律18万円
- 歯科保険外治療費（見込み額含む）は、歯科医師が保険外治療の必要性があることを診断した場合のみ給付されます。  
\* 被災した歯の初期治療が終了した時点で、将来の保険外治療が必要であると診断された場合  
\* 事故後約2年が経過した時点で、将来の保険外治療が必要であると診断された場合  
\* 「異常なし」と診断された場合は給付されません。  
受傷時及び最終診断時のX線検査所見が必要です。



## 共済金の給付請求と時効

事故発生	結果	経過	給付請求	時効
死亡	被災から 被災による死亡	180日以内の 死亡の翌日から	給付請求ができる	給付請求 できない なる
障害	障害の症状が 固定したと診断	2年 目	どちらか早い方の 翌日から給付請求 可能	給付請求 できない なる
負傷 (疾患)	治療の診断 治療の中止 後遺障害のない 状態	2年 目	どちらか早い方の 翌日から給付請求 可能	給付請求 できない なる

## 事務担当上の注意点 1

- ◆ 加入手続きは、毎年度、6月末日（金融機関営業日）までに済ませましょう。  
\* 共済掛金が期限までに納入されることが、受付の条件です。  
\* 前年度から次年度への申し送り・引継ぎを確実にしておきましょう。
- ◆ 次年度も継続してご加入予定の場合は、本年度加入申込書の該当欄に、  
○を入れておきましょう。  
\* 新規加入の場合は、可及的速やかに加入手続きを済ませてください。
- ◆ 加入者名簿：学級ごとに作成された名簿をそのまま提出して構いません。  
\* 被災者が加入者であることを確認するためには使用します。
- ◆ 事故の通知：PTAからの事故報告は、事故発生日から30日以内に  
お願いします。遅れる場合は遅延理由書を添付してください。  
\* 被災者よりPTAへの報告は30日以内と決められています。  
\* PTAからは直ちに、財団へ報告してください。

## 事務担当上の注意点 2

- ◆ 全員加入とは：  
P炎コース：PTAが所属する学校に在籍する児童生徒等が全員加入する場合  
安互コース：当該PTAの会員が全員加入する場合  
➡ 名簿の提出を省略できます。加入申込書は保管してください。
- ◆ PTA共済への加入は任意です。  
全員加入でない場合やP炎コースの指導者、安互コースの準会員、事務職、指導者・支援者などについては名簿の提出が必要です。
- ◆ 次年度の担当者に、報告した事故について申し送りをしておきましょう。  
\* 給付請求期限のくる前に、財団事務局より時効の連絡をします。  
\* 事故の発生したPTAで、給付請求の手続も実施していただきます。  
\* 被災者に連絡し、診断書などの書類をそろえて、共済金給付請求手続きを開始してください。
- ◆ 給付請求権は、請求権発生後3年で消滅します。

## 安全な PTA 活動・部活動のために

- ◆ 安全の確保、緊急時の対応に十分配慮した計画を立てましょう。
  - \* 特に野外活動では、引率の大人の数、連絡方法、
  - 緊急時の救急用品（A E D）、輸送などに配慮しましょう。**
  - \* 保護者の委任状（会長や引率者の責任を問わない）に法的な拘束力はありません。責任を問われます。
  - ◆ 児童生徒等の見守りは緊張感をもつて任務にあたりましょう。
    - \* スマホ、読書、おしゃべり、居眠り、等々・・・
    - ◆ 児童生徒の体調管理は保護者の責任です。無理をしないこと。**
    - ◆ PTA 会員のスポーツ活動の場合は・・・
      - 練習、準備運動、ストレッチ、水分補給、A E D の準備！

## 学童期（5歳～19歳）の運動と事故

- 死亡原因の第1位、第2位は、自殺、不慮の事故
- 事故死亡の3分の1は遡けることができましたと言われます。
- 事故を予防する大人の配慮（安全、発達段階を考慮）
  - 救援の A B C D (C—A B D)  
胸骨圧迫、気道確保、人工呼吸、A E D・薬外傷の R I C E : 安静、冷却、圧迫、挙上
  - ◆ を理解し、実行できる大人の力が必要です。
- 事故を回避する子どもの力（判断力、体力、実行力）を養いましょう  
→ 食べる・休む・遊ぶ・学ぶ・協力する・・・



## 例：PTA 活動中の被災

- 夏休みプール開放で、児童が心肺停止になつた。
- 学校美化作業で、草刈り機の刃の破片が保護者の目に刺さった。
- 学級対抗ミニノバーレー大会で、応援中の児童が体育館の跳び箱から落ちてけがをした。
- 学級活動（海水浴）で、生徒が游泳中に負傷、救急搬送された。
- 夏休みプール開放時の指導者が、プールに飛び込んで死亡した。
- PTA もちつき大会で、保護者がやけどした。
- 市 PTA 主催ソフトバレーボール大会の練習中に保護者がアキレス腱断裂した。
- PTA 奢品回収活動で、児童が犬にかまれた。
- 高校で課外授業に出席するための登校中に交通事故に遭つた。
- 高校で開催された模擬試験に出席中に、学校で負傷した。
- 高校文化祭 PTA バザーの準備中に保護者が包丁で指を切つた。

## 例：PTA 会長承認行事中の被災

- 部活動の対外試合応援中に、保護者が応援席で転倒した。
- 野球部の対外試合で、審判をしていた保護者がけがをした。
- 部活動練習試合で、生徒が対戦相手と衝突してけがをした。
- 部活動指導者（教職員）が、冠大会の試合前の練習中にアキレス腱断裂した。
- 部活動対外試合の生徒輸送中に後続車に追突された。
- 部活動の夏休み合宿中に、生徒がけがをした。
- 部活動のお別れ試合（親子対抗戦）で、保護者が転倒してけがをした。
- 町のフェスティバルに学校代表として参加した学級のダンス発表で、児童がけがをした。
- 学級で、テレビ局主催の 30 人 3 1 脚決勝大会に参加して、帰りの空港駐車場で、保護者が転倒して負傷した。

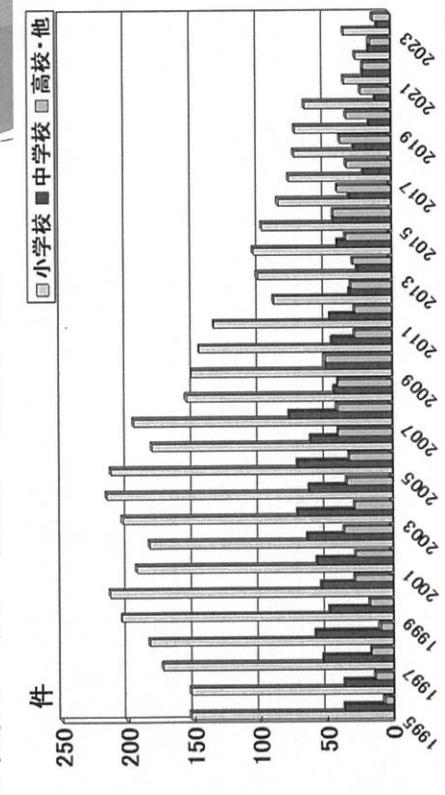
## 例：保護者の被災

- ▶ 入学式のため登校中の保護者が、歩道で転倒した。
- ▶ 運動会の地区対抗リレーで保護者が転倒しアキレス腱断裂した。
- ▶ 運動会の後片付け中に、保護者がテントの部品で指を挟んで、けがをした。
- ▶ 町 PTA の対抗ミニバーレー大会で、保護者がけがをした。
- ▶ 保護者の代理で授業参観に参加した児童の祖母が、ドッジボールで転倒し、けがをした。
- ▶ PTA バザーの調理中に、保護者が包丁で指を切った。
- ▶ PTA 会長が、郡 P のバーボール大会参加中にけがをした。
- ▶ PTA 廃品回収活動中に保護者がゾックした車に足をひかれた。
- ▶ 部活動の練習試合で、生徒の送迎中に追突事故に遭つた。

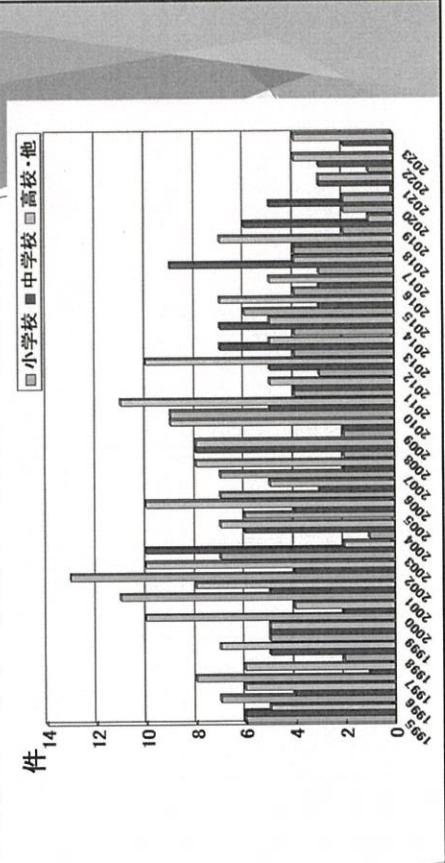
## 例：学校管理下の被災

- ▶ 登校中の児童が転んで、地面にぶつかり歯が折れた。 (歯科)
- ▶ 自転車登校中に、左折車と衝突してけがをした。 (交通)
- ▶ 集団登校中に、ワゴン車が突つ込んで児童が死亡した。 (交通)
- ▶ 部活動練習中に、金網の端が生徒の目に刺さった。 (障害)
- ▶ 部活動練習でランニング中、生徒が心停止になつた。 (特別)
- ▶ 体操の練習中に転落して、生徒が頸髄損傷になつた。 (障害)
- ▶ 昼休みに飲談していた生徒が、突然死した。 (特別)
- ▶ 掃除時間に、(ほうき)が歯にあたって、歯が折れた。 (歯科)
- ▶ 授業参観のため登校中であつた保護者が交通事故に遭つた。 (交通)
- ▶ 修学旅行中に、生徒が交通事故に遭つた。 (交通)
- ▶ 下校中の児童が、踏切内の列車事故で死亡した。 (交通)

## P災コース 負傷・給付件数



## P災コース 死亡・障害 給付件数



## 熊本県PTA共済・契約申込書

一般財団法人熊本県PTA教育振興財団 御中  
 (令和 ) 年度の熊本県PTA共済について、加入者名簿を添えて、下記のとおり契約を申し込みます。

PTA名 ( )  
 PTA会長名 ( )

契約PTA正式名称 (フリガナ)

契約PTA会長氏名 (フリガナ)

申し込み日 ( ) - ( )  
 公印

PTA 被共済者 (加入 数)	被共済者の種別 (共済掛金年額)		在籍数	加入数	納入掛金合計
	小・中学校 義務教育学校	児童・生徒等 (500円)			
P 災 コ ース 被 共 済 者 (加 入 数)	高等学校 高等専門学校	生徒・学生等 (800円)	人	人	円
	部活動の指導者 (学校管理下の部活動 のある場合のみ)	PTA教職員会員 (500円) 外部指導者 (500円)	人	人	円
	プール指導者	(500円)	人	人	円
	PT災コース 加入数 計		人	人	円
P 災 コ ース 被 共 済 者 (加 入 数)	PTA会員	保護者会員 (家庭実数) (150円) 教職員会員 (150円)	世帯	世帯	円
安 互 コ ース 被 共 済 者 (加 入 数)	PTA会員	(150円) 準会員 (150円)	人	人	円
	PTA活動の指導者・支援者	(150円)	人	人	円
	PTA雇用の事務職等	(150円)	人	人	円
	安互コース 加入数 計		人(世帯)	人(世帯)	円
(契約継続申込み) 次年度の熊本県PTA共済について、契約継続(予定)の申し込みをします。 *次年度の契約継続(予定)の申し込みをする場合は右の太枠内に、□を入れてください。					
(全員加入確認) 令和 年 月 日開催のPTA総会において、熊本県PTA共済への 加入について提案したところ、全員加入することは総会日時を記入し、右の太枠内に□を入れて下さい。 *児童生徒等、PTA保護者会員が全員加入の場合は「有」になります。					
事務担当者 氏名	(フリガナ)	PTA内の役職			
事務担当者 連絡先	電話番号 (携帯電話 ( ))	※学校管理下の部活動の有無について必ずご記入ください。(一つでも部活動がある場合は「有」になります)			
(財團記入) 事務局受付年月日	年 月 日				
(財團記入) 共済掛金入金日	年 月 日				

<注> 1) 被共済者数は、申込時点での加入数、PTA会員保護者は家庭実数をご記入ください。  
 2) PTA会長および事務担当者は、申込時点の該当者をご記入ください。  
 3) 財團記入欄には記入しないでください。また、※について、該当するものを○でお圈みください。

\* 安互コースについては、該当するものを○で囲んでください。  
 \* この申込書は、共済契約者である単位PTAにおいて保管してください。  
 \* 事故報告の際には、この申込書のコピーを添付してください。

(令和 ) 年度熊本県PTA共済について、下記の通り加入を申し込みます。

## 熊本県PTA共済・加入申込書(被共済者用)

令和 年 月 日

保護者氏名 (教職員、部活動等の指導者、準会員等の場合は、加入者本人氏名)

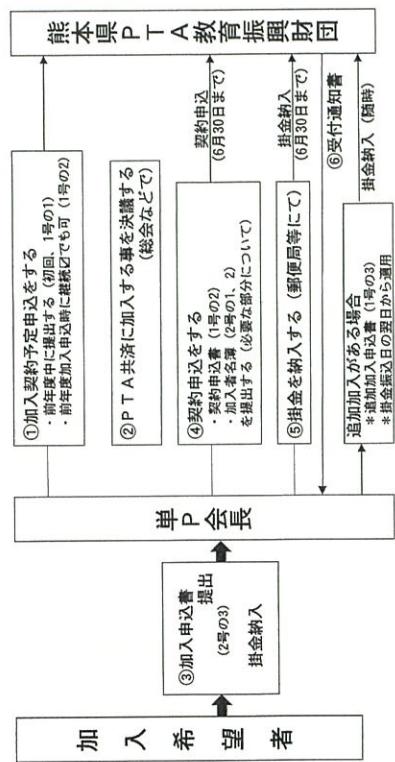
被共済者名 (加入者の氏名欄が不足する場合は別紙を添付してください)

申込みます。

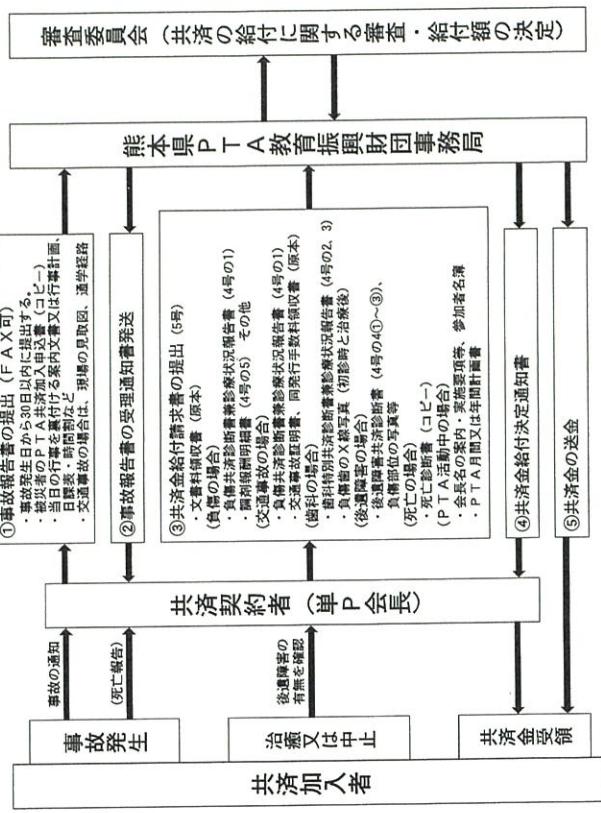
振込先

02 大阪		口 記 号	番 号	票 金	票 金	票 金	票 金	票 金	票 金	票 金	票 金	票 金	票 金
				0	1	9	4	0	1	1	7	6	8
加入者名	※印欄	(拠点入住所)	(学年名)	500 円 × ( ) 人	0	1	9	4	0	1	7	6	8
一般財団法人 熊本県PTA教育振興財団				加入期間により共済金の額が変わることがあります。手引きをご参照ください。									
依頼人	※印欄	P 災	小・中学生	500 円 × ( ) 人	0	1	9	4	0	1	7	6	8
・通信欄	※印欄	高 校 生	800 円 × ( ) 人	0	1	9	4	0	1	7	6	8	
教職員指導者・外部指導者・ペール指導者		P災	会員	500 円 × ( ) 人									
P災 合計		安五	会員	150 円 × ( ) 世帯	0	1	9	4	0	1	7	6	8
・会員・PTA事業・P講師料賃等 150 円 × ( ) 人		会員	150 円 × ( ) 人										
安互 合計		印	印	印									
ご依頼人欄に、おところ・おなまえをご記入ください。(承認番号 大原 61958 号)													
これより下部には何も記入しないでください。													

PTAでの加入手続きの流れ



共済金請求手続きの流れ



記入例		口 記 号	番 号	票 金	票 金	票 金	票 金	票 金	票 金	票 金	票 金	票 金	票 金
				0	1	9	4	0	1	1	7	6	8
直接加入をする	※印欄	P 灾	会員	共済花子	(学年名)	熊本県立○○○小学校	様	熊本市立○○○小学校	様	共済花子	様	熊本県立○○○小学校	様
担当者氏名	※印欄	依頼人	・通信欄	共済花子	※印欄	P 灾	会員	共済花子	※印欄	P 灾	会員	共済花子	※印欄
0	1	9	4	0	1	1	7	6	8	0	1	9	4
一般財団法人 熊本県PTA教育振興財団		P災	小・中学生	500 円 × (100) 人	0	1	9	4	0	1	7	6	8
依頼人	※印欄	高 校 生	800 円 × (25) 人	0	1	9	4	0	1	7	6	8	
P災 合計		会員	500 円 × 100 人 + 500 円 × 5 人	52,500 円									
安互 合計		印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印
この依頼人欄に、おところ・おなまえをご記入ください。(承認番号 大原 61958 号)													
これより下部には何も記入しないでください。													

- 1) 手引きに同封の払込取扱票にて払込みをして下さい。
  - 2) ※払込み人氏名は、直後払込業務をする担当者の住所と自身の住所と、身分証明を提示して下さい。
- ※加算料金等は単位 PTA でご負担下さい。

## 参考1

## PTA会長承認行事申請書

( ) 学校PTA会長  
( ) 様

参加者数	児童生徒等 指導者 保護者等	名 名 名	添付の名簿のとおり 添付の名簿のとおり 添付の名簿のとおり
日程			
上記行事をPTA会長承認行事として承認します。 ( ) 年 ( ) 月 ( ) 日 ( ) 学校PTA会長 ( ) 公印			

## 参考2

## PTA活動・PTA会長承認行事等における輸送計画書

( ) 学校PTA会長  
( ) 様

団体名(部、組など)			
代表者氏名			
参加行事	参加行事 または 参加PTA活動		
主催者			
参加日(輸送日)	(例) ○時○分～○時○分		
	○時○分 学校体育館前に集合し、試合会場へ移動 (貸し切りバス)		
日程			
参加者数	児童生徒等 指導者 保護者等	名 名 名	添付の名簿のとおり 添付の名簿のとおり 添付の名簿のとおり
上記輸送計画をPTA活動・PTA会長承認行事の一環として承認します。 ( ) 年 ( ) 月 ( ) 日 ( ) 学校PTA会長 ( ) 公印			